

令和5年度埼玉県省エネ診断事業 省エネ診断事業者向け説明資料

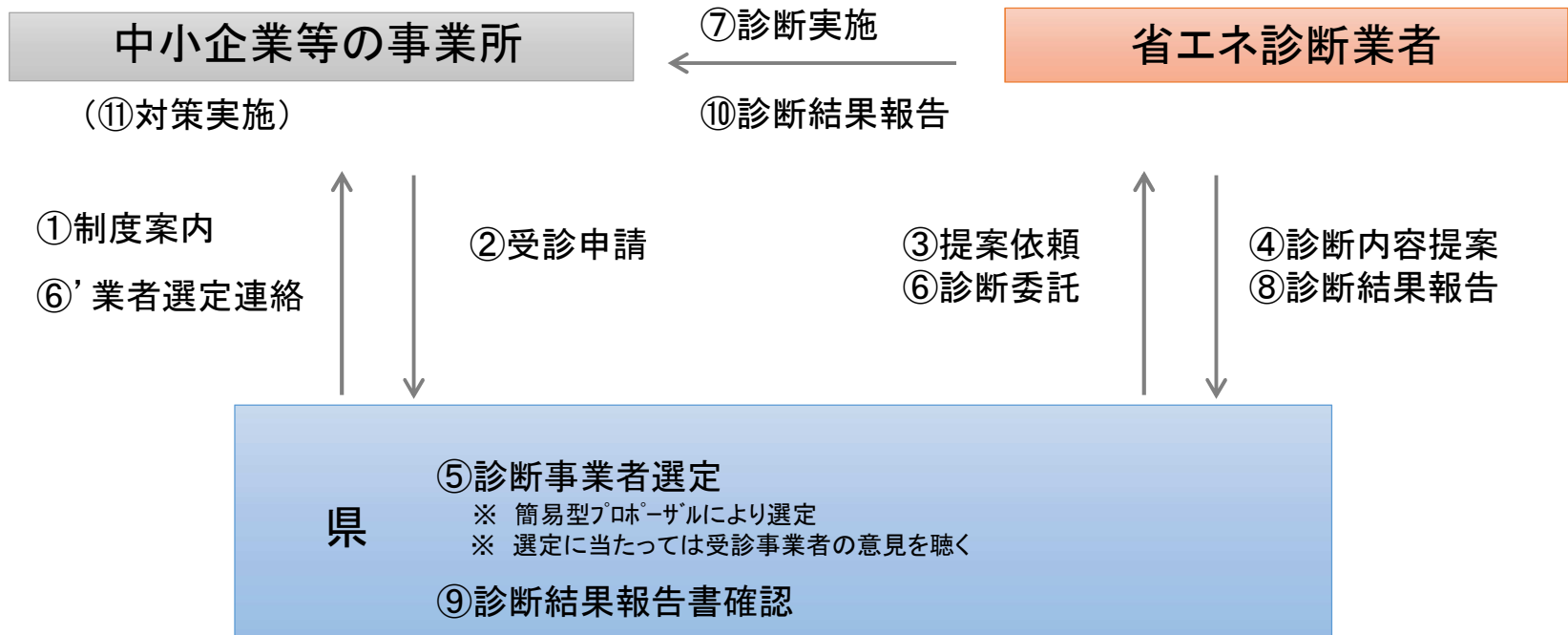
令和5年5月
埼玉県環境部温暖化対策課

目 次

- 1 省エネ診断の概要 スライド 2～3
- 2 省エネ診断事業者の責務 スライド 4
- 3 省エネ診断事業者の登録
 - (1) 省エネ診断事業者登録要件 スライド 5
 - (2) 省エネ診断事業者登録方法 スライド 6
- 4 省エネ診断事業者の選定
 - (1) 省エネ診断事業者の選定方法 スライド 7
 - (2) 提案依頼書について スライド 8
 - (3) 提案書について スライド 9
- 5 省エネ診断業務
 - (1) 省エネ診断業務の流れ スライド 10
 - (2) 省エネ診断業務の内容 スライド 11
 - (3) ～ (4) 省エネ診断業務実施上の留意事項 スライド 12～13

R5年度省エネ診断事業スキーム (大規模事業所・中小事業所共通)

登録制



埼玉県省エネ診断事業者登録・省エネ診断事業実施要綱

基本的事項

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
- 第3条 取り扱う情報の範囲
- 第4条 責務

診断事業者登録

- 第5条 要件
- 第6条 申請
- 第7条 登録通知
- 第8条 変更届出
- 第9条 登録取消し
- 第10条 辞退

②診断申請

- 第11条 申請

③～⑥診断業者選定

- 第12条 提案依頼
- 第13条 提案回答
- 第14条 意見照会
- 第15条 業務委託

⑦⑧⑩診断調査

- 第16条 診断実施
- 第17条 状況報告
- 第18条 診断報告

その他

- 第19条 守秘義務
- 第20条 県の責任
- 第21条 委任

1 省エネ診断事業の概要

(1) 目的

受診を希望する県内事業所に県の登録を受けた省エネ診断事業者を派遣し、省エネ余地を診断するもの（次スライド参照）

(2) 受診事業者の費用

受診事業者の費用負担はなし

(3) 省エネ診断事業者の選定方法

簡易型プロポーザル方式による業者選定

(4) 省エネ診断事業者の登録

年度ごとの登録（毎年登録申請書の提出必要）

2 省エネ診断事業者の責務 (要綱第4条)

(1) 規定等の理解

省エネ診断事業者は、この実施要綱、県と締結する契約書及び仕様書等の内容を十分に理解した上で省エネ診断を実施すること。

(2) スケジュール管理

省エネ診断事業者は、県と省エネ診断業務にかかる契約書の締結後、すべての省エネ診断業務が契約期間内に完了するように、診断スケジュールを調整し管理すること。

(3) 受診事業所の現状把握

省エネ診断事業者は、診断対象事業所のエネルギーの使用状況並びに使用している設備や機械等の仕様及び稼働状況を確認し、温暖化対策及び省エネルギー対策の余地を診断すること。

(4) 省エネ診断報告書の具体化かつ明確化

省エネ診断事業者は、診断対象事業所の担当者のみならず経営者等も省エネ診断の内容を理解できるように、具体的かつわかりやすい省エネ診断結果報告書を作成すること。

3 (1) 省エネ診断事業者登録要件 (要綱第5条)

省エネ診断事業者となるためには次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 次のいずれかの事業において、登録申請を行う前々年度の4月1日以後に
合計2回以上の経験があること。

ア 埼玉県省エネ診断事業 (**計測なしの経験は含まない**)

イ 経済産業省所管先進的省エネルギー投資促進支援事業

ウ 環境省所管二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業) のうち脱炭素化促進計画策定支援事業 (**支援機関に限る**)

(2) 過去に登録を取り消された場合には、取消日から2年間を経過していること。

(3) 要綱第5条第3号 (※) のいずれにも該当しないこと。

※暴力団等に関する事項 (役員等が暴力団員である、暴力団等に関与があるなど)

3 (2) 省エネ診断事業者登録方法

省エネ診断事業者の登録を希望される場合には、以下の提出書類を提出してください。なお、前年度登録を受けた事業者についても提出が必要です。

【提出書類】

(1) 省エネ診断事業者登録申請書 (様式第1号)

<添付書類> 省エネ診断事業者業務経歴書 (様式第1号別紙)

(2) 省エネ診断事業守秘義務等に関する誓約書 (様式第10号)

【提出期限】

令和5年5月18日 (木)

※現在、省エネ診断の申込受付を開始しているため、上記期限を設けていますが、期限後も随時登録申請を受け付けます。

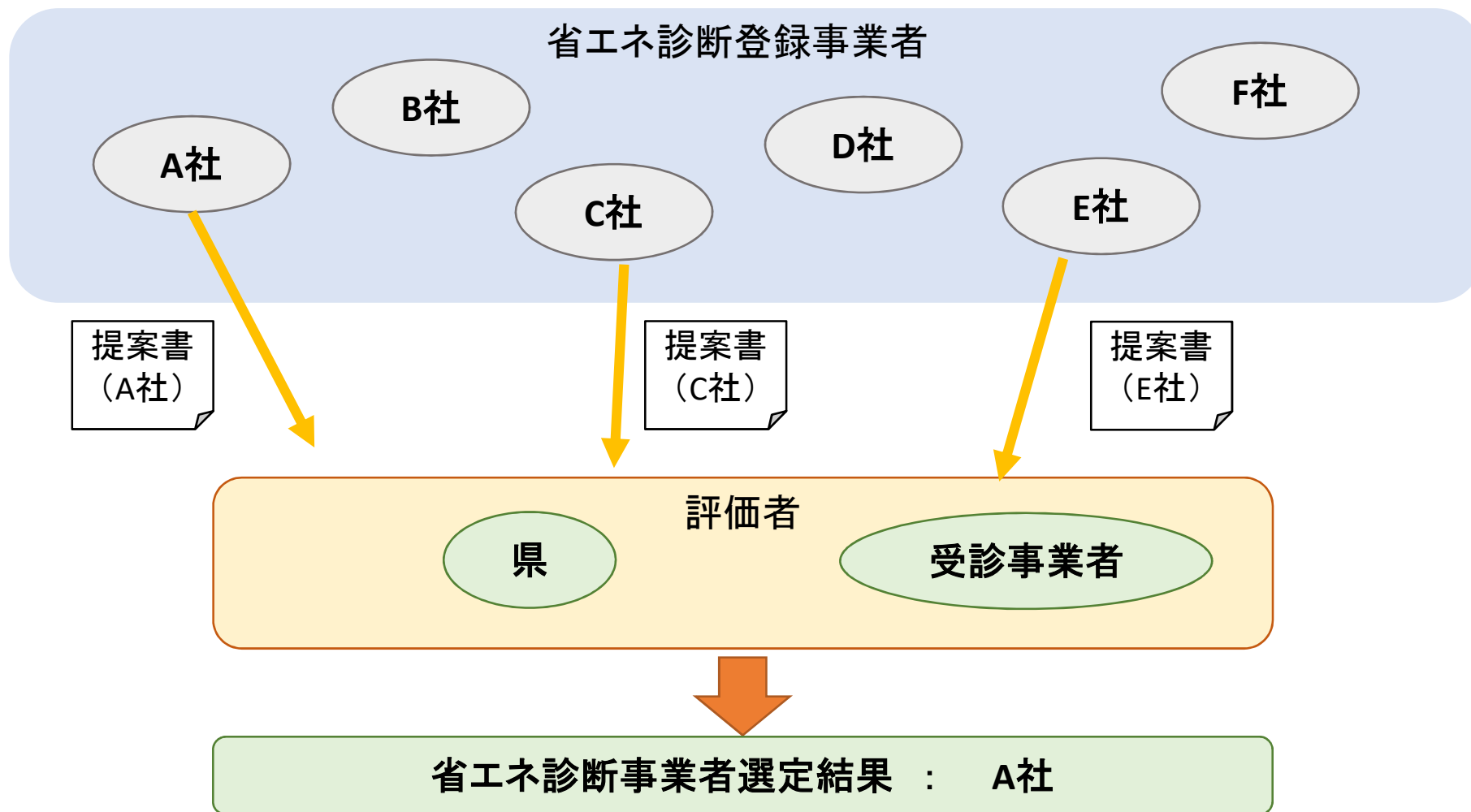
【提出方法】

電子メール

宛先：a3030-19@pref.saitama.lg.jp

4 (1) 省エネ診断事業者の選定方法

省エネ診断事業者の選定方法 : 簡易型プロポーザル方式による業者選定



4 (2) 提案依頼書について (要綱様式第5号)

受診事業者の申請書に基づき、以下の項目を、提案依頼書により提示します。
(受診事業者の状況をより正確に把握にするため、昨年度から様式を一部変更)

- (1) 事業所における過去1年間のエネルギー等使用状況等
(使用している燃料等種類、年間使用量など)
- (2) 設備状況とエネルギー比率
(各保有設備の設置台数・能力、エネルギー使用率など)
- (3) 診断希望内容
(診断・提案を希望する設備とその対策内容など)
- (4) その他の希望内容など
(省エネ対策での課題、事務所特有の状況など)

4 (3) 提案書について (要綱様式第6号)

エネルギー診断事業者は、以下の項目について、提案書を作成します。

(様式を一部変更。作成にあたっては、様式に記載の注意書き等を参考に作成してください。)

(1) 省エネ診断業務実績 (様式第6号別紙1)

受診事業者の業種と**同じ業種又は類似の業種**について過去の診断実績を記載 (3件以内)

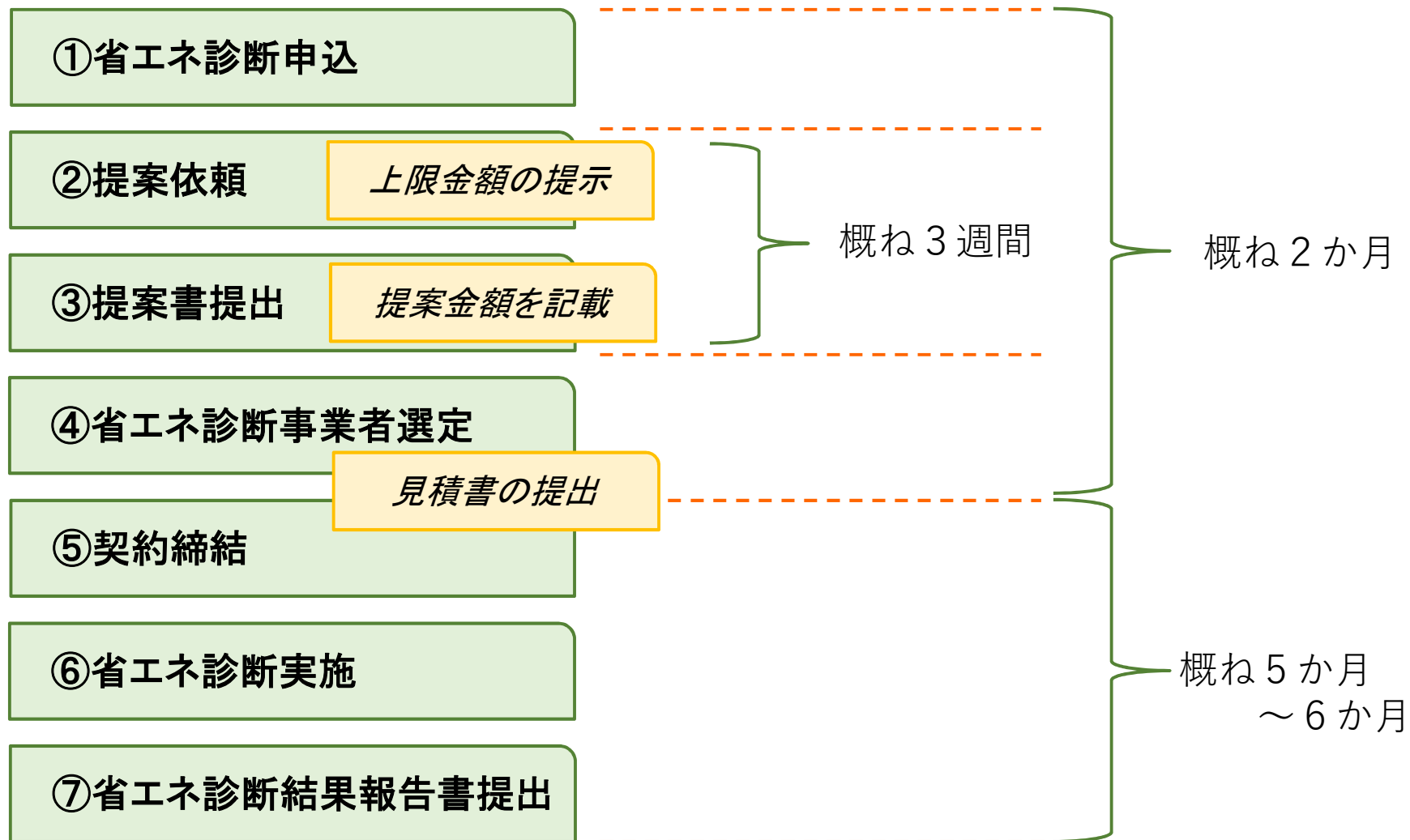
(2) 省エネ診断提案内容 (様式第6号別紙2)

以下の項目について、**受診事業所固有の状況**を踏まえて記載 (A4用紙10ページ以内)

ただし、診断事業者名やそれを類推させる事項の記載、自社製品等の提示等は**禁止**

1. 診断の方針・着眼点
2. 診断方法
3. 対策内容
4. スケジュール
5. その他希望内容への対応
6. その他PR等

5 (1) 省エネ診断業務の流れ



5 (2) 省エネ診断業務の内容

省エネ診断業務は基本的に以下の流れで進めてください。

(1) 日程調整

受診事業者とヒアリング等の日程について調整

(2) ヒアリング

受診事業者からエネルギー使用等の現状についてヒアリング

(3) 現場調査(ウォークスルー)

設備の稼働状況や省エネ余地、計測による把握が必要な箇所を現場を見ながら調査

※**現場調査は有資格者が実施**

(4) 計測

(3) による調査で予定した計測箇所を計測

※**計測は必ず実施**

(5) データ集計、分析等

(2) ~ (4) にて得た情報等を集計及び分析し、省エネ余地の把握及び省エネ対策の考案

(6) 省エネ診断結果報告書作成

(2) ~ (5) の調査結果等をまとめ、報告書を作成し、県に提出

※提出後、県から受診事業者に提出します。

5 (3) 省エネ診断業務実施上の留意事項①

省エネ診断業務実施にあたっては、以下の点に御留意ください。

(1) 省エネ診断は、次の3つの観点で実施してください。

①運用改善

設備の設定条件の改善や使用時間の縮減など、費用をかけずに実施できる対策

②部分更新・機能付加

設備内部の部分的な更新や追加機能の付加（インバータなど）による対策

③設備更新

高効率設備への更新や新たな設備導入（コージェネレーションシステムなど）による対策

(2) 受診事業者に関して知りえた情報（所有設備やエネルギーの使用に関する情報ほか一切の内容を含む）は、本件診断の実施にのみ使用又は利用することとし、将来にわたって本件診断以外の目的（営業活動等）に使用することは**禁止**とします。

5 (4) 省エネ診断業務実施上の留意事項②

(3) 契約で取り交わした履行期限は遵守してください。

なお、受診事業者と日程調整したあと、**行程予定表** (※) を提出していただきます。

※ 現場調査や計測、省エネ診断結果報告書の提出までを予定した工程表

(4) 省エネ診断結果報告書の作成において、記載漏れや計算結果の誤りなどが極力ないように努めてください。



埼玉県のマスコット
「コバトン」

(お問い合わせ先)

埼玉県環境部温暖化対策課

計画制度・排出量取引担当

電話 048-830-3044

電子メール a3030-03@pref.saitama.lg.jp

エル・ジー